

# 衛星移動電話端末等の接続の技術的条件

(平成8年2月26日 研企第377号)

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条件は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第52条第1項、第70条第1項及び端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）第35条（同規則第36条で準用する場合を含みます。）の規定に基づき、衛星移動電話端末等の接続の技術的条件を定めることを目的とします。

### (定義)

**第2条** この条件で使用する用語の解釈については、端末設備等規則の定義によるほか、次の定義に従います。

(1) 衛星移動電話用設備

デジタル方式により通信衛星を利用して、主として音声を伝送交換する電気通信役務の用に供する電気通信回線設備であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用するもの

(2) 衛星移動電話端末等

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの衛星移動電話用設備に接続する端末設備又は自営電気通信設備

### (端末設備等規則の準用)

**第3条** 衛星移動電話端末等については、端末設備等規則第17条、第18条、第22条及び第25条から第31条までの規定を準用します。

### (特殊な衛星移動電話端末等)

**第4条** 衛星移動電話端末等で、移動電話端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、端末設備等規則第29条第1号の規定を適用しません。

2 衛星移動電話端末等で、音声符号化装置を使用しないときの送出電力は、端末設備等規則第30条別表第4号（移動電話端末の送出電力の許容範囲）の規定を適用しません。

## 第2章 送信速度が毎秒18,000ビットを超える変調信号を用いる衛星移動電話端末等

### (送信タイミング)

**第5条** 衛星移動電話端末等は、次の条件に適合する送信タイミングで送信する機能を備えなければなりません。

- (1) 標準送信タイミング（タイムアラインメント制御が行われていない場合の送信タイミングをいう。以下同じ。）は、同期ワードを検出した時点から848シンボル後に先頭シンボルの送信を開始するものとする。
- (2) 標準送信タイミング偏差は、0シンボルから（+）1シンボル（標準送信タイミングに対して1シンボル遅れて送信することをいう。以下同じ。）までの範囲にあるものとする。

### (ランダムアクセス制御)

**第6条** 衛星移動電話端末等は、次の条件に適合するランダムアクセス制御（複数の衛星移動電話端末等からの送信が衝突した場合、再び送信が衝突することを避けるために各衛星移動電話端末等がそれぞれ不規則な遅延時間の後に再び送信することをいう。以下同じ。）を行なう機能を備えなければなりません。

- (1) 信号の送信は、衛星移動電話用設備から受信した衝突制御の送信許可／禁止ビットが送信許可を示したフレームの同期ワードを検出した時点から848シンボル後に開始するものとする。
- (2) 送信する信号が1フレームの場合は、送信を完了する。
- (3) 送信する信号が2フレーム以上の場合は、1フレーム目の信号の送信後、受信した衝突制御の送信許可／禁止ビットが送信禁止を示し、かつ、部分エコービット及び送信したCRCチェックビットを比較し、これらが一致する毎に、残りのフレームの信号を順次送信する。ただし信号の送信は、これらの条件を満たしたフレームの同期ワードを検出した時点から848シンボル後とする。
- (4) (3)において、1秒以内に部分エコービットを受信しない場合にあつては、25フレーム以下の不規則な遅延時間の後に、再び(1)及び(3)の動作を行なうものとする。ただし、この再実行回数は4回を超えてはならない。

### (タイムアラインメント制御)

**第7条** 衛星移動電話端末等は、次の条件に適合するタイムアラインメント制御（衛星移動電話端末等が、衛星移動電話用設備から指示された値に従い送信タイミングを調整することをいう。以下同じ。）を行なう機能を備えなければなりません。

- (1) 衛星移動電話端末等の送信タイミングは、衛星移動電話用設備から指示された値に従い調整するものとする。
- (2) (1)に定める送信タイミングの調整は、標準送信タイミングに対して0シンボルから（-）200シンボル（標準送信タイミングに対して200シンボル早く送信することをいう。）までの範囲で行なうものとする。

### 第3章 送信速度が毎秒18,000ビット以下の変調信号を用いる衛星 移動電話端末等

#### (送信タイミング)

**第8条** 衛星移動電話端末等は、次の条件に適合する送信タイミングで送信する機能を備えなければなりません。

- (1) 標準送信タイミングは、同期ワードを検出した時点から540シンボル後に先頭シンボルの送信を開始するものとする。
- (2) 標準送信タイミング偏差は、0シンボルから(+)1シンボルまでの範囲にあるものとする。

#### (ランダムアクセス制御)

**第9条** 衛星移動電話端末等は、次の条件に適合するランダムアクセス制御を行なう機能を備えなければなりません。

- (1) 信号の送信は、衛星移動電話用設備から受信した衝突制御の送信許可/禁止ビットが送信許可を示したフレームの同期ワードを検出した時点から540シンボル後に開始するものとする。
- (2) 送信する信号が1フレームの場合は、送信を完了する。
- (3) 送信する信号が2フレーム以上の場合は、1フレーム目の信号の送信後、受信した衝突制御の送信許可/禁止ビットが送信禁止を示し、かつ、部分エコービット及び送信したCRCチェックビットを比較し、これらが一致する毎に、残りのフレームの信号を順次送信する。ただし信号の送信は、これらの条件を満たしたフレームの同期ワードを検出した時点から540シンボル後とする。
- (4) (3)において、1秒以内に部分エコービットを受信しない場合にあつては、0秒以上1秒以下の不規則な遅延時間の後に、再び(1)及び(3)の動作を行なうものとする。ただし、この再実行回数は4回を超えてはならない。

#### (タイムアラインメント制御)

**第10条** 衛星移動電話端末等は、次の条件に適合するタイムアラインメント制御を行なう機能を備えなければなりません。

- (1) 衛星移動電話端末等の送信タイミングは、衛星移動電話用設備から指示された値に従い調整するものとする。
- (2) (1)に定める送信タイミングの調整は、標準送信タイミングに対して0シンボルから(-)127シンボル(標準送信タイミングに対して127シンボル早く送信することをいう。)までの範囲で行なうものとする。

**附 則** (平成8年2月26日 研企第377号)

(施行期日)

この条件は平成8年3月21日から実施します。

**附 則**（平成 12 年 1 月 5 日 研企共第 644 号）  
（施行期日）  
この条件は平成 12 年 1 月 31 日から実施します。

**附 則**（平成 16 年 4 月 12 日 研企第 62 号）  
（施行期日）  
この条件は平成 16 年 4 月 21 日から実施します。

**附 則**（平成 21 年 10 月 17 日 研推第 489 号）  
（施行期日）  
この条件は平成 21 年 10 月 30 日から実施します。